

令和4年度

議会活性化特別委員会調査報告書

1 はじめに

更なる議会活性化に向けた施策の検討を行うため、令和4年6月の第414回議会定例会において、「議会活性化特別委員会」（以下、当委員会）が設置され、6名の委員が選任されました。

当委員会の目的は、議長から諮問を受けた下記の検討課題について、今後の議会の取組みに反映できるよう、調査・研究を行い、その結果を議長に提言するものです。

検討課題は下記の7項目で、議会運営の規範となるものから、活動のルール化や住民理解への方策など、幅広い範囲において調査・研究するものです。

当委員会では、検討課題の優先順位を決め、その順位に従ってひとつひとつ検討していくこととしました。

【議長からの検討課題】

- ① 議会の通年会期制(通年議会)の導入
- ② 議会・議員活動のルール化
- ③ 地方自治法第96条第2項に定める議決事項の追加
- ④ インターネット等を活用した議会ネット中継
- ⑤ 議会基本条例の検討
- ⑥ 議会運営・活動の評価制度
- ⑦ 議員による町民相談会

2 調査・研究の内容

(1) 第1回（令和4年7月28日・役場 特別会議室）

検討課題の着手順と重要度について協議し、各委員がそれぞれ順位を付け、その順位の平均を取り着手順とした。着手順と重要度は、次のとおり。

検 討 課 題	着手順	重要度
①議会の通年会期制(通年議会)の導入	4	3
②議会・議員活動のルール化	1	1
③地方自治法第96条第2項に定める議決事項の追加	3	4
④インターネット等を活用した議会ネット中継	7	7
⑤議会基本条例の検討	2	2
⑥議会運営・活動の評価制度	5	5
⑦議員による町民相談会	6	6

なお、「議会・議員活動のルール化」と「議会基本条例の検討」は、関係性があるので、同時に検討していく。

(2) 第2回（令和4年8月23日・役場 特別会議室）

町民の代表として議会のあるべき姿や議会基本条例の基本理念・位置付けなどについて協議した。

議員としての資質や政策形成能力の向上や町民への発信力の強化に繋がるものを作りたい。

「議会・議員活動のルール化」は、議会議員政治倫理条例を12月定例会で改正する予定であるため、そこに盛り込まれることから、理念条例である議会基本条例は別に定める。

今後は基本条例の制定に向けて検討することを確認し、また、同時に先進事例の自治体の視察や講師を呼んでの研修も実施していく。

(3) 第3回（令和4年9月13日・役場 特別会議室）

議会基本条例の具体的な検討に入り、各委員から出された他の自治体の気になる条文や特徴的な文言の洗い出しを行い、全体像について協議した。

絶対的なルールとして、議員が「どういう仕事をするのか」という共通認識を持つための条例制定にすべきであるとの意見が出され、その思いを前文や目的に反映させていくこととした。

また、引き続き他の先進事例などを参考に比較しながら検討を進め、視察と勉強会も計画していく。

(4) 第4回（令和4年11月17日・役場 議員控室）

㈱地方議会総合研究所代表取締役、廣瀬和彦氏を講師として、オンラインセミナー『議会基本条例とは』を受講した。

全国の条例制定の状況や他の自治体の例などを挙げながら、条例制定の意義や定義、必要性などについて学んだ。

制定する目的を明確にすることが重要であることを認識した。

(5) 第5回（令和4年12月13日・役場 議員控室）

前回受講したセミナーをふり返りながら、今後の進め方や条例制定の目的など骨子となる部分について検討した。

既に制定している条例の中で、参考となる自治体を足利市とし、足利市の基本条例を基に、各項目ごとに入れるか入れないかを協議した。

また、足利市にはない「議決事件」の項目を入れるかどうかを検討していくこととした。

(6) 第6回（令和5年1月16日・役場 議員控室）

足利市の議会基本条例を基に、前文をはじめ目的や各項目について、具体的な条文の文言について協議に入った。

高根沢町議会基本条例の前文と目的の案が示され、各委員の意見を基に、「二元代表制」や高根沢町らしい「結の心」「協働」などの文言を追加することとした。

以下、「議会の運営原則」「議長の活動原則」など項目ごとに、ひとつひとつ意見を出し合い、条文の文言について協議した。

(7) 第7回（令和5年2月14日・役場 議員控室）

前回につづき、各条文の文言について項目ごとに検討した。

「議会報告会」「専門的事項に係る調査」「公聴会等の活用」「請願・陳情」「議決状況等の公表」「議会広報の充実」「一問一答」「文書質問」「議員定数」「議員報酬」「議会事務局」の各項目について、高根沢町らしい項目の選択と条文の文言を協議した。

3 まとめ

「議会・議員活動のルール化」については、第417回議会定例会において議会議員政治倫理条例の一部が改正され、政治倫理基準として同条例第4条1項議員が遵守しなければならない内容に、新たに5項目が追加されたことにより、一定の成果としたところであります。

議会基本条例については、他の先進事例や研修などを参考に、高根沢町らしい議会運営の最高規範となる条例の制定に向け、現在、様々な角度から検討を続けているところであり、まもなく素案が完成する予定であります。

その他の検討課題については、今後着手順に従い検討して参ります。

以上が、議会活性化特別委員会が令和4年度に実施した調査報告です。

令和5年3月15日

高根沢町議会議長 神林 秀治 様

高根沢町議会活性化委特別委員会

委員長 小林 栄 治

副委員長 神 林 秀 治 (R5.1.31 まで)

副委員長 菅 谷 英 夫 (R5.2.1 から副委員長)

委 員 齋 藤 武 男

委 員 加 藤 章 (R5.2.1 から)

委 員 野 口 昌 宏

委 員 小 池 哲 也